

「消費生活地域講座事業」公募案内

県民の消費生活に関する啓発活動のより効果的な展開を図るため、「消費生活地域講座事業」を実施します。

つきましては、事業の委託先を次により募集します。

1 事業の目的

県民の消費者被害の未然防止について、県内の消費者団体等による消費生活地域講座の企画を募り、より効果的な啓発活動の展開を図ることを目的とします。

2 実施主体

事業の実施主体は、県内において活動する消費者団体等であって、消費者教育や消費者啓発に関し意識が高く、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体とします。

3 事業の概要

(1) 「消費生活地域講座」のテーマ

以下のテーマのいずれかの内容の講座を実施すること。

- ①悪質商法の手口やこれらへの対処方法等に関する講座
- ②複雑・多様化する金融商品の知識に関する講座
- ③食の安全・安心に関する講座
- ④その他消費者教育及び消費者啓発に関する講座

(2) 講師

金融広報アドバイザーを講師とした金融講座を、実施回数の半分以上設けること。

(3) 実施地域

全講座を通して、以下6地域のうち3地域以上で実施すること。

峡北地域：北杜市、韮崎市

峡中地域：甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町

峡南地域：身延町、市川三郷町、富士川町、南部町、早川町

峡東地域：笛吹市、山梨市、甲州市

東部地域：大月市、上野原市、都留市、道志村、小菅村、丹波山村

富士北麓地域：富士吉田市、富士河口湖、山中湖村、忍野村、鳴沢村、西桂町

(4) 実施期間

委託契約締結日～平成31年1月末日

(5) 実施回数

6回

(6) 参加者及び人数

県民

全講座を通して、延べ180人以上の参加者を確保すること。

(7) アピールポイント

- ・参加者に分かりやすく伝わるよう、企画に工夫がされていること。
- ・同じ講座の繰り返しに終始することのないよう、各回ごとに対象者や講師の選択に工夫がされていること。

4 委託料の額

委託金額は、1団体につき300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とします。

5 公募期間

受付開始 平成30年7月2日

受付締切 平成30年7月23日

6 応募書類等

【応募書類と提出部数】

消費生活地域講座事業実施計画書（実施要領 様式1） 正本1部

【その他】

- ① 応募書類は、作成手引きに従って作成してください。
- ② 応募書類は、郵送又は持参してください。
- ③ 応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用せず、返却しません。
- ④ 事業が採択された場合には、応募書類は情報公開の対象となります。

7 応募書類の提出先及び問い合わせ先

山梨県県民生活部 消費生活安全課 消費生活担当 石原

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話055-223-1352

FAX055-223-1320

8 審査方法

書類審査により、委託事業者を選定します。なお、審査結果は書面で通知します。

※必要がある場合は、ヒアリング等を実施します。

9 留意点

（1）採択された場合であっても、実施計画書の内容について協議のうえ変更が必要となる場合があります。

（2）事業が終了した日から起算して1か月を経過した日までに、事業内容、成果を取りまとめた報告書を県に提出してください。